別表第四を別表第五とする。

別表第三第一号中「知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の表を加える。

別表第三

一　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十条の十一の二第二項第一号及び第百五十五条の十の二第二項第一号	
二　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第四十七条第二項第一号	
三　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第四十八条第二項第一号	
四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第四十八条第二項第一号	
五　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十条第二項第一号	
六　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百五十七条第二項第一号及び第二百八条第二項第一号	
七　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下この号において「夜勤基準」という。）第一号ハ、第二号イ(3)（夜勤基準第六号ハ及び第九号イ(3)において準用する場合を含む。）、第二号ロ(3)(三)（夜勤基準第七号ハ及び第九号ロ(3)において準用する場合を含む。）及び第五号ハ	
八　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9	
九　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号。以下この号において「平成二十四年基準」という。）第十五号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十五号において準用する場合を含む。）並びに第十七号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十七号において準用する場合を含む。）、第二十一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第六十一号及び第八十九号において準用する場合を含む。）、第二十四号イ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、イ(2)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(2)(一)（平成二十四年基準第六十七号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ハ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）並びにハ(2)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、第三十三号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第九十四号において準用する場合を含む。）並びに第三十八号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第九十八号において準用する場合を含む。）	
十　厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年施設基準」という。）第十四号イ（平成二十四年施設基準第十八号、第五十号、第五十八号、第六十四号、第七十九号及び第八十二号において準用する場合を含む。）及び第五十三号において準用する平成二十四年施設基準第四十四号ハ(1)	
十一　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年施設基準」という。）第十四号イ（平成二十四年施設基準第十八号、第五十号、第五十八号、第六十四号、第七十九号及び第八十二号において準用する場合を含む。）及び第五十三号において準用する平成二十四年施設基準第四十四号ハ(1)	

○厚生労働省告示第百九十六号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の二の3の(2)中「特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。」の下に「（以下この(2)において「介護福祉士候補者」という。）」を加え、同(2)にただし書として次のように加える。

ただし、別表第三に掲げる規定に基づく職員等の配置の基準については、介護福祉士候補者のうち次のいずれかに該当するものを職員等とみなして当該規定を適用するものとする。

イ　受入れ施設において就労を開始した日から一年を経過した者

ロ　日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級）に合格した者

第三の一の2中「別表第三」を「別表第四」に改め、同二の2中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一第一号中「知的障害児施設（入所の施設に限る。）、盲ろうあ児施設（入所の施設に限る。）、肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

別表第二第一号中「知的障害児施設（通所の施設に限る。）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所の施設に限る。）又は肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）」を「児童発達支援を行う施設」に改める。

別表第四を別表第五とする。

別表第三第一号中「知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の表を加える。

別表第三

一　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十条の十一の二第二項第一号及び第百五十五条の十の二第二項第一号	
二　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第四十七条第二項第一号	
三　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第四十八条第二項第一号	
四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第四十八条第二項第一号	
五　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十条第二項第一号	
六　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百五十七条第二項第一号及び第二百八条第二項第一号	
七　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下この号において「夜勤基準」という。）第一号ハ、第二号イ(3)（夜勤基準第六号ハ及び第九号イ(3)において準用する場合を含む。）、第二号ロ(3)(三)（夜勤基準第七号ハ及び第九号ロ(3)において準用する場合を含む。）及び第五号ハ	
八　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9	
九　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号。以下この号において「平成二十四年基準」という。）第十五号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十五号において準用する場合を含む。）並びに第十七号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十七号において準用する場合を含む。）、第二十一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第六十一号及び第八十九号において準用する場合を含む。）、第二十四号イ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、イ(2)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(2)(一)（平成二十四年基準第六十七号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ハ(1)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）並びにハ(2)(一)（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、第三十三号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第九十四号において準用する場合を含む。）並びに第三十八号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第九十八号において準用する場合を含む。）	
十　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年施設基準」という。）第十四号イ（平成二十四年施設基準第十八号、第五十号、第五十八号、第六十四号、第七十九号及び第八十二号において準用する場合を含む。）及び第五十三号において準用する平成二十四年施設基準第四十四号ハ(1)	
十一　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年施設基準」という。）第十四号イ（平成二十四年施設基準第十八号、第五十号、第五十八号、第六十四号、第七十九号及び第八十二号において準用する平成二十四年施設基準第四十四号ハ(1)	